令和７年度温泉資源保護の啓発に係るパンフレット制作業務委託仕様書

１　目的

温泉資源の保護の啓発についてのパンフレットを作成し、積極的に情報発信を行うことで県民等の理解の醸成を図る。

２　委託業務名

令和７年度温泉資源保護の啓発に係るパンフレット制作業務委託

３　契約期間

　　　契約締結日から令和７年１２月１９日（金）まで

４　ターゲット

(１)ターゲットの考え方

・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 地　　域 | 県内在住・県外在住 |
| 性　　別 | 問わない |
| 年　　代 | 問わない |
| その他 | ・大分県内で、温泉を利用した事業（宿泊業・配湯事業等）を行っている。・大分県内在住で、温泉に興味関心がある。・大分県外在住で、旅行等で大分を訪れ、温泉を利用する。 |
| 訴求内容 | ・これまで温泉資源について考えたことがなかった人に、興味関心を持ってもらえるようわかりやすく発信すること。 |

(２)ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 行動変容 | ・制作したパンフレットにより、温泉は有限な資源であることを理解し、温泉が適正に利用される。 |

（３）ターゲット見直しの提案

・想定とは異なる対象をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

５　業務内容

1. パンフレットの制作

　　・ページ構成(案)及び作成の際の留意点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ページ | コンテンツ | 内容・コンセプト等 |
| 表紙 |  | ・温泉に関するパンフレットであることが一目でわかるデザインにすること。・幅広い年齢層が手に取りやすいデザインとすること。 |
| 誌面 | ・大分県の温泉の成り立ち・大分県内の温泉の現状・これまでの大分県での温泉資源保護施策・温泉資源保護施策の推進・その他自由提案 | ・写真・マンガ等を用いてわかりやすいものにすること。※環境教育の副教材の利用も考えられるため、マンガの読者層は小学校高学年以上をターゲットとすること。・目的に沿ったコンテンツを提案すること。 |
| その他 | ・その他自由提案 | ・気軽に手に取って読んでもらえるようにすること。 |

　　　　・温泉資源の保護の啓発に向けたパンフレットを制作（企画・情報収集・編集・デザイン・校正等を含む）・印刷すること。

・規格：仕上がりサイズA４判、表紙・本文　供紙１６ページ

・製本：中綴じ製本

　　　　・色数：オールカラー（両面）

　　　　・紙質：マットコート紙１１０ｋ以上

　　　　・校正回数：文字校正２回、色校正１回

　　　　・制作部数：１０，０００部

　　　　　※企画・デザイン料及びマンガ制作料（４～６ページ）を含む。

　　　　　※撮影料（１日）を含む。

（２）成果物の納品

　　　　・印刷物は、大分県自然保護推進室へ１０，０００部を納品すること。

・原稿データ（aiデータ及びPDFデータ）を記録したＤＶＤ-Ｒについて、大分県自然保護推進室に２枚納品すること。

（３）企画打ち合わせ

　　　　・受託者は業務に先立ち業務スケジュール・体制計画、作業する者の名簿等を作成し提出すること。

　　　　・適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務に当たっては、進捗情報及び今後の進め方等を委託者に逐次報告すること。

　　　　・必要に応じて委託者と打合せを行い、その議事録を作成すること。

６　その他

（１）成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

（２）委託者は、著作権法第20条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

（３）納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

（４）受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

（５）本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

（６）委託業務の実施にあたっては、委託者と連携を図り、十分に協議のうえ実施する

ものとする。そのため、協議する中でより効果的かつ魅力的な事業とするための提案内容の変更も行えるものとする。

（７）受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

（８）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。

（９）受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。